地震に強い町づくりなどを学習しております。

愛媛県においても、活断層調査委員会を結成し県内の活断層調査を始められたようです。

しかしながら、私達が活断層調査委員会の事務局を訪ね、過去２回の委員会の議事録を求めたところ、一部資料は入手できたものの、会の議事録はないとのことです。

現在、行政やその周辺の活動は、その透明性と政策決定への市民参加が求められていることは、周知のところです。

また今回、活断層調査には本来は辞退すべき性格の地質調査会社が、地質構造の物理探査を落札して担当しており、なお一層の透明性が要求されております。

活断層の把握は、建物や構築物の耐震性に密接に関係し、建設コストの増減に影響することから、その中立性は保証されるべきであります。

神戸大震災において、被害をより一層人為的に拡大させたものとして、学者からの活断層による地震の危険性の警告を行政が無視し、震度５にしか対応しない町づくりを行ったことが挙げられております。

愛媛においても、活断層の正確な把握は、過去やこれからの県行政の町づくりや防災に密接に関係致しますし、愛媛の生活の安全性を根底から規定している、伊方原発の耐震設計にも密接にからんでおります。

今回活断層調査においては、伊方原発の管理運営者と活断層の調査の業者とは明確な線引を行うことが、調査の公正を確保するために行うべき配慮であった筈です。今回の地質探査業者は四国電力との関係があまりに密接であり、いってみれば、裁かれるものが裁判官を兼ねているといった印象を与えていることは否めません。

今回の県の活断層調査は、県民や県内事業者の生活や活動と深く係わっておりますので、以下の点を強く要望、要請致します。

１．県活断層調査委員会においては議事録を作成する。

２．委員会を一般県民にも公開のものとする。

３．県民の意見参加への道を確保し、採用できない意見には理由を付すること。

４．地質調査の方法、使用機器、立会人、生データを公開すること。

５．地質調査主体の公正確保のための議論があったのかどうか、またどのようにして辞退すべき企業が調査を落札することとなったのか、理由を明らかにすること。

上記要望５件について早急に事務局で検討し、３月３１日までに回答をお願い致します。

会計報告('97.5/1～5/31)

収入	
会費	２、０００
ニュース講読料	２７、０００
コピー代	６、５２０
計	３５、５２０
支出	
ニュース印刷代	２３、８５０
郵送料	１０、２３０
振替手数料	２５０
資料費	３３、１８０
計	６７、５１０
差引	－３１、９９０
積立金合計	２、０３３、４４３

伊方訴訟ニュース

第 286 号
1997年６月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 00930-0-48780

３号炉異義申立てについての口頭意見陳述

11年目の通産省の“アリバイ”ボイコット
たった一人の陳述で辛うじて成立

伊方原発３号炉愛媛異義申し立て人の会
松 岡 芳 生

すでに私たちの会は、５月１１日に松山市で開いた抗議集会で、５月１４日の口頭意見陳述をボイコットすることを決めていました。

当時の「異議申し立て」への取り組みは、「伊方原発反対八西連絡協議会」や「伊方原発を考える松山市民の会」等、住民・市民運動が中心となり、そのエネルギーが労組、政党等々を巻き込むという、従来のパターンとは違うスタイルでした。

申し立て人１３８３人全体に、ボイコットの趣旨の徹底をはかることは不可能であったために、当日、会場での説得係として、私が高松へ乗り込んでいくことになりました。

松山から高松までは約１７０Kmの道のり。１号炉裁判で高松高裁へよく通いましたが、今は高速道の開通で以前の半分、２時間余りで行けます。早くなったものだと感心していると高松市内で交通渋滞に会い、会場のマリンパレスには受付開始ギリギリの９時に到着。

駐車場はすでに満杯であり、案内係の通産省の職員とおぼしき人に尋ねると、前の駐車場を借り切っているとのこと。そちらの方は１台も止まっていない。受付で異議申し立て人であることを告げると、職員の顔色がさっと変わる。

「甘い甘い、私たちは、あなたたちのアリバイ作りのお手伝いはできないんですよ」と心の中でつぶやきながら、ボイコットの通告をし、代表者に抗議文（別項参照）とアピール文を渡したい旨を告げると、「しばらくお待ち下さい」といったきり、しばらく出てこない。やがて出てきたのは担当職員。抗議文などを渡し終え、「意見陳述をボイコットし

２号炉第６１回公判
７月４日（金）午前１０時から
松山地裁大法廷

原告側が申請した「敵性証人」の垣見証人に対する原告側からの主尋問が、約３時間かけて集中的に行われる予定。

この裁判の最大の山場を迎え、原告団と支援傍聴者が一体となって、奮闘しましょう。

よう」と書いた横幕を持って、サンドイッチマンよろしく入口に立つ。

午前の部の受付はゼロ。会場をのぞいてみると、主催者も、傍聴に動員されていた四電の職員もいなくなり、マスコミの人が手持ち無沙汰に座っているだけ。午後の部までの時間つぶしに喫茶に入ると、こちらは大盛況。それでも時間をもてあまし、ロビーをうろうろ。受付の人に「大変ですねー。四国通産局の人ですか」と問いかけると、ムッとした表情で「そうですが」の一言。「あのなー、怒る相手が違うんじゃないか」とひとりごと。

ソファーでウトウトしていると、マスコミの取材で目がさめる。そして次の瞬間、妙にかん高い威勢のいい声が耳を突き刺す。声の方を向くと、その主は共産党の元県議。「あんたらも中に入ってやらにゃ、中に入って」と通りすがりに言葉を投げ付けてきた。

「異議申し立て人でもない人がどうして」という疑問はすぐ解けた。申し立て人の中の共産党系の人の代理という資格で出席したとのこと。機関紙の記者も同行してとのことであり、説得は断念。「異議申し立てに、今まで何の関わりもなかった者が、この土壇場で・・・」と、腹の煮え立つ思い。

結局、陳述はこの人ひとりだけ。傍聴は私も含め２２人。この結果を皆さんはどう判断されるか。

陳述までの長い時間とは逆に、通産省の「棄却処分」即決は目に見えています。それをどう受け止めるか、私たちはすみやかに決断しなければなりません。

通産大臣あての抗議文

３月１０日付けの通商産業大臣名による「四国電力株式会社伊方発電所の原子炉設置変更許可処分（３号炉増設）に対する異議申し立てに係わる口頭意見陳述の開催について」という文書が、異議申し立て人に郵送されてきました。

その唐突であまりにも一方的、事務的、非常識な対応に対し、強い憤りと不信を感じざるを得ません。

私たちが異議申し立てを行ったのは、１１年も前の１９８６年（昭和６１年）の７月２５日でした。

その後、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述を、愛媛で早急に行うよう再三要求してきたにもかかわらず、通産省は無視し続けてきました。

その一方で、３号炉の建設工事は着々と進められ、既に１９９４年（平成６年）の１２月から営業運転され、１９９６年１月には、蒸気噴出事故を引き起こしています。

この間の通産省の行為は、「簡易迅速な手続きによる国民権利利益の救済を図る」とする行政不服審査法の趣旨に反することは明かであり、また、私たちの権利を奪ったものであり、不作為の最たるものであると言わざるを得ません。

２号炉異議申し立ての意見陳述は、半年間に２回、それも松山で行われています。異議申し立て人の中には、すでに亡くなられた方もおります。１１年という歳月はそれだけ重みのあるものです。

転居などを含め連絡が届いていない人も数多くおり、通知方法の問題、さらに、１３８３人の異議申し立て人に対して、一人１５分、全体で６時間という時間の問題、開催地は、異議申し立て人が多く居住する愛媛ではなく、四国通産局のある高松市、さらに開催場所の問題などもあります。

３号炉運転開始後に「言いたいことがあれば、来なさい。聞くだけは聞いてあげましょう。」というやり方は、時代錯誤とも言える“お上”の発想です。大蔵省、厚生省、そして「ごちそう接待」を受けていた通産省等々、次々と中央省庁の腐敗体質が明らかになっていく状況の中で、私たちは、３号炉増設の許可処分が、公平な判断で行われたとは到底信じることはできません。

ナトリウム漏れ事故で、撮影したビデオを隠したり、虚偽報告をしていた一昨年の「もんじゅ」事故。消火の責任の所在さえ明確にされていなかった「東海再処理工場」の爆発事故。通報遅れの「ふげん」事故と、一連の「動燃」の動きがまさにそのことを如実に物語っており、既に原子力政策は完全に破綻しています。

このような中にあって、単なるアリバイづくりともとれる通産省の今回の行為は、安全論争以前の問題であり、到底容認できるものではありません。

これまでに同じ意思を表明している方々を含め、ここに参加した全員の総意として通産省に猛省を求めるとともに、「異議申し立て」に対する一連の対応に、強く抗議し、その意を表すため、今回の口頭意見陳述をボイコットします。

１９９７年４月２７日

伊方３号炉愛媛異議申し立て人の会

世話人代表　伊達泰介、参加者一同

県の意向を反映？
２調査委員会の結論

阪神大震災を契機に、四国地方建設局からの委託を受け、四国で発生が予想される地震の規模や被害を調査するために、土木学会四国支部が設けた「あんぜん四国検討委員会」は、５月９日に最終報告書を発表した。

同検討委員会が、伊方沖の活断層群についてどういう見解を公表するか注目されていたが、結論は愛媛県の意向を反映したためか、「地震防災上注意すべき断層」から除外するというものであった。その理由は、１９８６年に四国電力が行った調査と、その後高知大学の岡村教授などのグループが行ってきた調査との間で見解が分かれているから、ということで、「活断層の研究成果の概要」に挙げられているだけという奇妙な結果だった。

この報告について、「意見が分かれていればこそ調査が必要ではないか」との声が、マスコミなどでも指摘されており、愛媛県が昨年に設置した「活断層調査委員会」が、どういう方針を打ち出すか注目されている。

ところで、その「活断層調査委員会」は、９７年度まで２年がかりで伊予断層の調査を実施中だが、その調査を、落札の結果ということで、四国電力の子会社に委託している。そのことで、「愛媛の活断層と防災を学ぶ会」が以下の要請書を、さる３月１８日に同委員会に提出しているが、未だに回答はない。

要請書

少しづつ暖かくなってまいりました。愛媛県活断層調査委員会の関係者の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

私達は、神戸大震災の悲劇を繰り返すまいと、県民を中心に会を結成し、昨年より地震、活断層、防災、等の講習会を連続して主催し、